

〔執政所抄正月〕二日 臨時客

御料次第 六獻齋汁 根筍 可用意近代否之歟、

〔大鏡太政大臣伊尹〕太上天皇山○花の御名はながくくださせ給ひにき、○中 冷泉院にたかんたてまつらせ給へるおりは、

よの中ふるかひもなきだけのこはわがへんとしをたてまつるなり、御返し、

とじへぬるだけのよはひは返してもこの世をながくなさんとぞ思ふ、かたじけなくおほせられたりと、御集に侍ることあはれに候へ、まことにさる御心にも、いはひ申さんと、おぼしめしけんかなしさよ、此花山院は風流者にこそおはしましけれ、○中 あて御ゑあそばしたりしさまにけうあり、○中 たかんなのかはを、おとこのをよびごとにいれて、めか、うして、ちごをおどせば、かほあかめてゆ、しうおぢたるかた、又とく人たよりなしの家のうちつくり、法などか、せさせ給へりしが、いづれもくさぞありけんとのみ、あさましうこそ候ひしか、

〔古事談王道后宮〕一條院御時、於清涼殿有御酒宴之日、讃岐守高雅朝臣奉仕庖丁左府道○藤原拔竹臺筍、石灰壇ニテ焼テ、シヒ申サレケレバ、度々聞食ケルヲ、高雅朝臣微音ニ、本自方戸ハト云ケリ、〔親俊日記〕天文十一年五月四日癸丑、清水蓮養坊卷數竹子一束到來之、眞木島里より竹子二束到來之、十二日辛酉豐島但馬竹子到來之、

〔長曾我部元親百箇條〕掟

一竹子折事堅停止、若於相背者、萬貫可爲過怠事、見付申上者、右壹貫爲褒美可遣事、○申略

慶長二年三月廿四日

元親在判